

重量取引が行われているバルク石油製品の重量計算に
大気浮力補正を考慮することについて

蔵関第 518 号
昭和 43 年 5 月 13 日
改正 蔵関第 587 号
昭和 61 年 6 月 6 日
改正 蔵関第 328 号
昭和 62 年 3 月 31 日
改正 財関第 784 号
令和元年 6 月 13 日

〔決 定〕

提案のとおり大気浮力補正を行うこと。

〔C 税関提案要旨〕

重量取引が行われているバルクの石油製品又は重量により関税が課されるバルクの石油製品の査定重量は、一般に測定容量により計算されるが、その際使用される比重が質量の比として算出されたものであるため、現実の重量と比べて、大気の浮力分だけ異なっていると考えられる。

(アメリカ及びイギリスその他 ASTM-IP 系を採用している国の取引では、大気浮力補正を行った数値を採用しているようである。)

税関の数量査定に当たっても、インボイス取引数量が ASTM-IP によっている場合の多いことから、輸入者側の希望もあり、重量計算に JIS K2249-4 付表 IV を採用することとしたい。